

2021年3月29日
日本郵便株式会社

特定期間引受配達地域指定郵便の取り扱いの変更

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、内国郵便約款を改正し、2021年6月1日（火）から、特定期間引受配達地域指定郵便^{（注1）}の取り扱いを次のとおり変更します。

1 概要

現在の特定期間引受配達地域指定郵便の対象は、夏のおたより郵便はがき（以下「かもめ〜る」といいます。）に限っていますが、お客さまからはがきの種類や利用期間を拡大してほしいとのご要望もあり、また、かもめ〜るの発行枚数は年々減少していることから、通年でご利用いただけるサービスに変更します。

2 主な変更内容

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|---------|---|---|
| 取り扱いの対象 | かもめ〜る | 当社が発行する通常はがき （年賀はがきを除きます ^{（注2）} ） |
| 差し出し期間 | かもめ〜るの販売開始日から、 くじ抽せん日の前日まで （2020年は、6月1日から8月30日まで） | 1月15日から12月14日まで |

なお、2021年度以降は、かもめ〜るは発行しません。

3 変更日

2021年6月1日（火）

【注釈】

（注1）特定期間引受配達地域指定郵便は、宛名の記載を省略したはがきを、お客さまが指定した配達地域全てに配達するサービスであり、顧客リストが無くてもダイレクトメールを送ることができます。新規顧客の開拓や販促活動などにお役立てください。

（注2）年賀はがきについては、配達地域指定年賀特別郵便（年賀タウンメール）をご利用いただけません。

以上



【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

＜電話番号＞

0120-23-28-86（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666

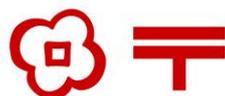
（通話料はお客さま負担です。）

＜ご案内時間＞

平日：8:00～21:00

土・日・休日：9:00～21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。



郵政創業150年